

第41号議案

和解について

上記の議案を提出する。

令和8年3月26日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき提出します。

和解について

下記のとおり、和解する。

記

1 和解の相手方

被告1 個人

被告2 事業者

2 事件名

損害賠償請求事件

3 和解条項

- (1) 被告らは、台東区に対し、連帯して、令和4年10月21日東京都台東区浅草五丁目33番地先において発生した交通事故（以下「本件交通事故」という。）による損害賠償債務として、15万6,491円の支払義務があることを認める。
- (2) 台東区は、被告らに対し、本件交通事故による損害賠償債務として、2万8,556円の支払義務があることを認める。
- (3) 台東区と被告らは、第1号記載の被告らの債務と前号記載の台東区の債務を対当額で相殺することに合意する。
- (4) 被告らは、台東区に対し、前号の合意相殺後の金員である12万7,935円を、連帯して、台東区が発行する納付書により支払う。
- (5) 台東区は、その余の請求をいずれも放棄する。
- (6) 台東区と被告らは、台東区と被告らとの間には、本件交通事故に関し、この和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (7) 訴訟費用は各自の負担とする。